

2012年度（平成24年度）活動方針案

（2012年（平成24年）11月1日から2013年（平成25年）10月31日まで）

認定特定非営利活動法人 トランザクション保護基金

【2011年度の成果】

事業については、従来事業を継続して実施することができた。その内容は事業報告のとおりである。管理業務についても、基本的には円滑に実施されている。

2011年度の何よりも大きな成果は、“トランザクション保護基金中期戦略2011-2013”の実施1年目に当たり、より具体的な課題と戦略の見直すべき点を分析しつつ、戦略の確実な実施のためのアクションプラン作りとそれに基づく事務処理を進めることができた点である。具体的には、事務局による「中期戦略実施のための取り組み事項」、「アクションプラン事業編」、「アクションプラン広報・財務編」、「アクションプラン組織運営編」の策定という形で結実している。アクションプランに基づく組織的な活動が、残る2年の戦略期間におけるJTEFの発展に大きく寄与することが期待される。

他方、財務上は年度末直前まで苦しい展開となった。

個人寄付者数は2010年度とまったくの同数（381名）にとどまったが、年間サポーターの形式での寄付者数は15名増加し、金額では63万円の伸びがあった（後述の相続時寄付を除く）。その一方で2010年度のような大型イベントがなかったためチャリティー時寄付が大きく減少し、団体からの寄付も減少した。しかも、翌2011年度の生息地支援のために積み立てられた金額は10万円に過ぎなかった（前年度は297万円）。そのため、年度後半の財政状況は非常に逼迫し、一般正味財産の当期経常増減額がマイナスになる見通しとなった。ところが、8月に大口の相続財産寄付があり、これで財務上の危機が回避される結果となった。この寄付をいただけた前提には、言うまでもなく、認定NPO法人認定への認定（2011年11月）がある。

【2012年度の活動方針】

2012年度は、中期戦略期間の2年目として、次の方針で臨む。

1 JTEFビジョンの創造および長期目標の設定

- ・長期目標は2020年時点および2050年時点において実現すべき社会のあり方を示すものとして策定する。
- ・JTEFビジョンは、2050年時点における長期目標を、アーティストとのコラボレーションで感性に訴えるよう創造的に表現したものとする。

2 生息地支援事業

（インド支援）

- ・中央インド・トランザクション保護基金プロジェクト、北東インド・トランザクション保護基金プロジェクトを継続実施する。
- ・短中長期それぞれのレベルでの目標をより深く協働パートナーと共有するための打ち合わせを行う。また、コミュニティー・プロジェクトの達成状況評価の方法についても検討を開始する。
- ・北東インド、南インドの調査プロジェクトの進捗をはかる。
- ・日常のコミュニケーションとは別途、年2回の報告書と年1回の最新情報提供を目標に、協働パートナーからの報告を受ける。

(ケニア支援)

- ・現地の状況に応じて、緊急の必要がある物資・経費の支援を継続する。
- ・年2回程度を目標に、支援事業の成果または支援にかかる活動状況の報告を求める。

(マレーシア支援)

- ・新規の生息地支援事業である。今後の定期的支援を視野に、専門家アドバイザーの川西氏と支援のあり方を協議して、実施する。

(西表島支援)

- ・生息地保全プロジェクトにおいては、関係行政機関とのコミュニケーションを密にして、開発による悪影響を回避する。
- ・「やまねこパトロール」のメンバー体制を、良好なチームワークを維持しつつ、安定した活動を保証する規模に拡大する。その際、西表島東部・西部からのバランスの良い参加を求める同時に、内地からの移住でない地元出身者の参加も得られるよう努める。
- ・新規の生息地支援事業「ヤマネコのいる暮らしプロジェクト」として、島の小中学生に対する学校教育プログラムを開始すべく、関係者との協議、検討会を開始する。

2 普及啓発（生息地外脅威除去事業）

- ・以下の4つのグループを普及啓発のターゲットとし、ターゲットごとの詳細な取り組み事項とアクションプランを立てて実行する。
 - ・4～10歳の子どもとその母親
 - ・小学生とその親
 - ・動物園関係者と動物園ファン
 - ・西表島出身者と西表ファン
- ・これと平行して、JTEFの事業（生息地支援、生息地外脅威の排除）の達成に必要な行動の動機を喚起する手法、動機付けられた人々が行動しようとするときに選択できる具体的なオルタナティブ（選択肢）の検討、具体的な成果（自発的な行動喚起）の検証方法の検討を行う。

3 政策提言（生息地外脅威除去事業）

- ・日本の市場へ拡大するブラックマーケットから違法象牙が入り込むことを防止するため、象牙の国内流通管理の改善を提言する。
- ・関係NGOと協力して、絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律の改正を、政府に働きかける。

4 会報発行

- ・英語版annual reportを試行的に作成する。
- ・イリオモテヤマネコ保護基金専用の入会リーフレットを作成する。

5 調査研究

- ・関係NGOと協力して、違法伐採由来の木材製品を国内流通から排除するための法制度を検討する。
- ・トラとゾウの生息地に悪影響を与えていた日本経済活動について調査する。

6 広報・財務

- ・ターゲットに対する普及啓発との連動、SMS の活用、CITES 締約国会議開催に際してのマスコミからのアクセス等あらゆる媒体を用いて、JTEF と直接の接点のない関心層にアクセスし、「事業の価値」、「組織の信頼性」、「寄付者のメリット」、「寄付が大きな負担ではないこと」を伝え、個人寄付を増やす。特に、認定 NPO への寄付のメリットについては、より積極的に広報する。
- ・生息地支援、普及啓発または政策提言事業に関するアクションプラン策定プロセスに、事業とマッチングするニーズを持った企業のリサーチ・候補企業への提案検討を組み込む。
- ・企業からの一般的な CRM(Cause Related Marketing)提案については JTEF 側の負担過多に注意しつつコラボレーションを検討する。
- ・継続性・波及性のある普及啓発（教育事業など）、政策提言事業に関するアクションプラン策定プロセスに、それと趣旨がマッチングする助成金申請の検討を組み込んで助成金獲得を目指す。

7 組織運営

- ・教育に関する新規事業の「ヤマネコのいる暮らしプロジェクト」の開始、中期戦略期間中に普及啓発を本格的に実施していくことを踏まえ、西表島における生息地支援事業と小学生に対する普及啓発を主に担当するスタッフを採用し、併せて事務局全体における事務分担を見直す。
- ・理事会／理事による、事務局に対する助言と支援を充実させるため、JTEF 運営の現状に関する事務局による説明と議論の方法を改善する。
- ・ボランティアの参加をより積極的に促す。
- ・地域グループが明確な目標を持って主体的に活動できるよう、事務局と地域グループとのコミュニケーションを改善する。

以上